

答 申 個 第 7 9 号
平成29年7月26日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年12月19日付け西区窓第87号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

虚偽・ねつ造とわかる文書の不存在による非開示決定事案（諮問個第129号）

別 紙

1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成28年9月14日に、諮問庁に対して、京都市個人情報保護条例第14条第1項の規定により、以下のとおり個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「虚偽・ねつ造」とわかるH25.9西京区役所発コンプラ宛文書（乙の号証（H28ワ##号））が欲しい。

- (2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成28年9月28日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

「「虚偽・ねつ造」とわかる」ような請求にかかる公文書を保有していないため。

- (3) 審査請求人は、平成28年11月18日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

弁明書によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書について

審査請求人が開示を求めている公文書は、個人情報開示請求書において指定されている書証の番号から、平成28年（ワ）第##号慰謝料請求事件における、乙9号証（以下「対象文書」という。）であり、かつ「虚偽・ねつ造」と分かる文書であると認められる。対象文書は、平成25年9月に、当庁の西京区役所が行財政局コンプライアンス推進室に対して審査請求人の戸籍に係る折衝経過及び対応等について報告した文書であり、審査請求人は、書証の番号を指定したうえで、対象文書に「虚偽・ねつ造とわかる文書」と主観的評価（修飾語）を付して請求している。

(2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

審査請求人は、請求の対象となる文書に審査請求人の主観的評価（修飾語）を加えて開示を求めることがたびたびあり、これは審査請求人の主張を当庁に認めさせることを目的とするもので、個人情報開示請求制度の趣旨から著しく乖離している。

対象文書は、審査請求人の戸籍に係る折衝経過及び対応等について、当庁の西京区役所がコンプライアンス推進室に報告した文書であり、その内容に虚偽やねつ造はなく、請求書に記載されている「虚偽・ねつ造とわかる文書」には該当しないため、当庁は、本件処分を行ったものである。

なお、当庁は審査請求人に対して、対象文書を含む平成28年（ワ）第##号慰謝料請求事件関連文書の写し（西京区役所市民窓口課保管分）を平成28年9月12日付け京都市指令西区窓第16号において開示決定を行っている。

(3) 以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) ねつ造と二つの裁判（H27行ウ〇〇号とH28ワ##号）で認めざるをえないと（暗に）いわれたのです。というより判決文に明記してあります。
- (2) 裁判開始以前に当区もコンプラも「ねつ造」ヶ所を指摘されました。
- (3) H28.8～本日迄の間に当区も行コも「ねつ造」と認められました。録音された（行・コ）
- (4) 先日は右京区役所の●●課長も張本人の■■氏も「ねつ造」と追認された。
- (5) ねつ造ヶ所が判決文（28ワ##号）に明記してあるので呆け（偽証し）ないで公開して下さい。
 - ①事件の日が嘘である、H23.8下旬はうそ。私が実例を言った日はH23.11.1です。
 - ②フレーズ（タイトル）強要罪になる（おこなった）と私はしかられたが、「強要罪になる⊕可能性がある」とのフレーズは嘘

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る公文書について

審査請求人が求める文書は、個人情報開示請求書の記載内容及び諮問庁・審査請求人の双方の主張から、平成28年（ワ）第##号慰謝料請求事件における乙9号証である以下の文書で、かつ虚偽・ねつ造と分かる文書であると認められる。

平成25年9月付け、西京区役所から行財政局コンプライアンス推進室への報告文書

(2) 本件処分について

ア 審査請求人は、個人情報開示請求書において、「虚偽・ねつ造」とわかるH25.9西京区役所

発、コンプラ宛文書《乙の号証（H28ワ##）》が欲しい。」との請求をした。

イ 本件請求について、諮問庁は、平成28年（ワ）第##号慰謝料請求事件における乙9号証であり、諮問庁である西京区役所が行財政局コンプライアンス推進室に対して報告した平成25年9月付け文書を、審査請求人の求める文書の候補として特定した。

そのうえで、諮問庁は、当該文書の内容に虚偽やねつ造はなく、本件請求文書には該当しないため、本件処分を行ったと主張する。

ウ 審査請求人は、審査請求書において、「①事件の日が嘘である。H23.8下旬はうそ。私が実例を言った日はH23.11.1です。②強要罪になる（おこなった）と私はしかられたが、「強要罪になる④可能性がある」とのフレーズは嘘」と主張する。

エ しかしながら、答申個第77号で示したように、そもそも当審査会は、諮問庁による審査請求に係る諮問に対して、調査し、及び審議する機関であり、情報の開示、非開示の相当性や文書の存否の妥当性を審議することで、個人情報保護条例等の公正かつ客観的な運営を確保するものであって、開示を求められている裁判資料に虚偽やねつ造の箇所があるか否かを審査する機関ではない。

したがって、当審査会は、客観的事実等に基づき、開示等の決定処分が妥当かどうかを判断する場であるところ、本件処分の判断を覆すに足る客観的な事実は確認できなかった。

オ なお、審査請求人が「ねつ造」と主張する平成25年9月付けの対象文書に関して言及されている判決書（平成28年（ワ）第##号）を、当審査会は答申個第77号の審議の際に諮問庁に提出させ確認している。そこには、当該文書について「ねつ造した事実は含まれていない」と明示されており、このことから諮問庁の主張に不合理な点は認められない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成28年12月19日 諮問（諮問個第129号）

平成29年 1月31日 諮問庁からの弁明書の提出

6月28日 審議（平成29年度第3回会議）

7月 6日 審議（平成29年度第4回会議）

※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要ないと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望がなかったため意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査、審議及び審理手続を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）